

陳情番号	件名
第 21 号	市体育館弓道場廃止に関するについて
受理年月日	
4. 11. 7	

陳情の趣旨
<p><b>陳情の趣旨</b></p> <p>市は、相模原市体育館（中央区富士見 1-2-15）について、令和 6 年 3 月 31 日付けでの廃止を決定し、それに伴う弓道場の閉鎖について代替え地を検討することを約束致しましたが、代替え地の選定について明確な回答が得られておりません。そのため、市体育館弓道場の閉鎖に伴う代替え地の選定が難しい場合には、市体育館弓道場の存続を市に対して求めていますよう陳情致します。</p> <p><b>陳情の理由 相模原</b></p> <p>現在、南区にはギオンアリーナに弓道場があり、緑区には北総合体育館に弓道場がありますが、市体育館弓道場が閉鎖致しますと、中央区に弓道場が無くなります。また、ギオンアリーナ弓道場及び北総合体育館弓道場では、独占使用を禁止するとの理由から、団体取得枠が制限されており、市体育館弓道場で現在練習を行っている年間延べ約 12000 人を受け入れることは、不可能な状態です。また、市体育館弓道場では、約 250 名の弓道協会会員の他、麻布大学弓道部、県立相模原高等学校弓道部、相模女子大学付属高等学校弓道部の部員も練習しており、現状会員及び学生の練習場の確保に苦慮しております。また、中央小学校のクラブ活動にも利用されています。</p> <p>可能ならば、現在の弓道場の継続使用が最も好ましいと言えますが、少なくとも中央区内に代替施設を新設していただければと思います。</p> <p>弓道は、中学生から高齢者まで幅広く行うことができるスポーツであり、伝統ある日本武道の 1 つでもあります。その基本理念は、「至誠」と「礼節」であり、今後の市民の皆様の人生をより豊かなものとするためにも大切な施設であると考えます。</p>

陳情番号	件名
第1号	相模原市の「お口の健康診査」事業について
受理年月日	
5.1.23	

## 陳情の趣旨

### 陳情の趣旨

相模原市では「お口の健康診査」という事業が行われています。この事業は40歳から80歳までの市民向けであるにもかかわらず、受診できるのは相模原市歯科医師会の会員の歯科診療所に限られます。これを是正して、歯科医師会の会員で無い診療所でも、市民がこの「お口の健康診査」を受けられる様にするを市に対して求めていただきます様陳情いたします。

### 陳情の理由

私ども医療法人社団敬友会は神奈川県下で5か所の歯科診療所を運営しております。このたび、令和4年7月1日に相模原市中央区に歯科診療所を開設いたしました。開設以来、「お口の健康診査」を当院にて受けられないかと市民から多数の問い合わせを頂いております。しかし、現在この事業は相模原市歯科医師会の会員の診療所でなければ受診が不可能となっています。

これは事務手続き上の事と聞いておりますが、そもそもこの事業は、国の法律である「歯科口腔保健の推進に関する法律(平成二十三年法律第九十五号)」による施策であります。

この法律によりますと、以下の様にあります。

第四条「歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務(以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。)に従事する者は、歯科口腔保健(歯の機能の回復によるものを含む。)に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。」

第五条「法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。」

つまり、地域の歯科医療機関は地方公共団体と協力して歯科口腔保健の推進に努めるとあります。

実際に、私どもの法人本部があります横浜市では、歯科医師会の会員、非会員のどちらでも受診できる様になっております。

つきましては、相模原市においても、歯科医師会の会員、非会員を問わず「お口の健康診査」を取り扱える様に市に対して求めていただきます様陳情いたします。

陳情番号	件名
第 2 号	所属部署以外の調査部署又は第三者委員会に関することについて
受理年月日	
5.2.1	

#### 陳情の趣旨

##### 陳情の趣旨

所属部署以外で調査をお願いできる部署の設立。又は、相模原市役所とは無関係な方々の第三者委員会設立申し立て部署の設立。

以上を相模原市に対して求めていただきますよう陳情いたします。

##### 陳情の理由

- ・相模原市立中学校での出来事を学校教職員は事実と相違する嘘で生徒や保護者と対応する。又、相模原市教育委員会も学校側の嘘に加担し隠蔽をはかる。
- ・相模原市役所は担当する部署以外への相談先がない。いろいろと相模原市役所の部署に問い合わせたが担当部署での対応になるとの回答のみでした。
- ・担当部署は担当が対応するのみで担当の対応や回答が不適切であっても、対応や回答が不適切である申し出を部署責任者は聞かない。不適切のまま終了しようとする。
- ・上記のことを相模原市役所からされると弁護士を雇い裁判するしかなくなる。裁判をしても時間とお金がかかるので普通の市民の人はあきらめる。又、普通の市民は相模原市の議員の方々の知り合いはいませんので議員の方へ相談できません。

陳情番号	件名
第3号	保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求めることについて
受理年月日	
5.2.2	

### 陳情の趣旨

#### 陳情の主旨

ま 国に対して「保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書」を提出してください。

#### 理由

コロナ禍で保育所の重要性は広く社会に認識されましたが、感染対策を徹底しながら子どもの発達を保障し、子育て家庭を支えるには、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも、保育士増員が急務となっています。

小学校では、コロナ禍を受けて、全学年での少人数学級化が順次実施されており、公立小学校の学級あたりの平均児童数はすでに22.7人になっています。一方で、保育所の4・5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）が、基準制定以来75年も見直されていません。保育士は過重な労働環境に置かれており、精神的、肉体的な負担が大きくなっているため、早期離職者や保育資格を有しながら保育士としての就職を希望しない者も多く保育士の確保と定着が喫緊の課題となっています。

いまこそ保育関係予算を大幅に増やし、保育士配置基準の引き上げによる保育士増員処遇の改善を国の責任ですすめてください。

つきましては、相模原市議会より国に対して「保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書」を提出していただけるよう陳情いたします。

陳情番号	件名
第4号	コミュニティバスの導入を求めることについて
受理年月日	
5.2.6	

### 陳情の趣旨

#### 陳情の趣旨

私たちが住む北里・麻溝台・相模台地域では、交通不便地域が存在しているため、市民、特に高齢者の方たちの移動手段として、1日も早いコミュニティバスの導入を望んでいます。

コミュニティバスを実現する会は、コミュニティバスの実現を願い6年前から活動をしています。北里、麻溝台、相模台、双葉など11の自治会の協力を得て、アンケート調査を平成29年6月30日に行い、1113名の回答をまとめましたところ、特に困っている北里1丁目、麻溝台7丁目・8丁目、相模台6丁目・7丁目の方から、強く要望が出されています。

私たちが住む地域にコミュニティバスを導入することを市に対して求めていますよう陳情いたします。

#### 陳情の理由

私たちが住む地域では、買い物や病院、公共施設、駅等への外出に不便や不安が生じています。今後は、運転免許証の返納も多くなり、さらに超高齢社会にあっては、ますます不便や不安が増すでしょう。

アンケート調査でも多くの方から、将来が不安だという意見が寄せられています。実際に「バスの停留所まで、20分以上かかる」「運転免許証を返納した」などの理由からコミュニティバスを導入してほしいとの声が強くなっています。会では、市長と面談するなどして、要望を市に伝えていますが、コミュニティバスの導入が実現していません。

市には、平成30年12月6日に「コミュニティバス導入検討申請書」を提出していますが、進展がなく4年が経っております。

移動手段としてコミュニティバスを導入することは、私たちの地域に存在する「交通不便地域」を解消し、誰もが安心して外出でき、人と人の交流が盛んになり、社会参加の機会が増え、安心して暮らせる「まちづくり」につながると思います。重ねて、コミュニティバスの導入を求めていますよう陳情いたします。

陳情番号	件名
第 5 号	「安保 3 文書の閣議決定」を撤回し「安保政策の変更」について国民的議論を求めることについて
受理年月日	
5.2.7	

### 陳情の趣旨

#### 陳情事項

「安保 3 文書」の閣議決定を撤回し、

「安保政策の変更」について国民的議論を求める意見書の採択を求める  
を国に提出するより陳情します。

#### 陳情趣旨

岸田首相は「有識者懇談会」の答申を受け、12月3日公明党との合意で、12月16日には、いわゆる「安保関連 3 文書」を閣議決定した。

この 3 文書は①中国は「深刻な懸念事項」「これまでにない最大の戦略的な挑戦」。台湾は「極めて重要なパートナー」。朝鮮は「従前よりも一層、重大かつ差し迫った脅威」と指摘し、②5年で約 43 兆円の防衛費、うち 5 兆円ほどで「敵」基地攻撃能力を保持、③敵基地攻撃は「日米一体で」、司令部の統合強化、④南西諸島方面の機動的防衛力を整備、⑤サイバーから宇宙まで統合的な作戦能力、⑥弾薬などの備蓄を増やして戦闘継続能力増強という内容になっています。

与党間の合意であれば、そこから法案化し、国会議論に付すのが民主国家ではないのか。「聞く力を持っている」と主張し、組閣した首相は、国民に議論もさせず、すぐに閣議決定し、そこで「既決」のものとして「安保政策を変容」させ、国民に軍事負担を押し付けようとしているものです。

従来の「安保政策」は、1957年5月の「国防の基本方針」や同年9月の「外交 3 原則」で定められた。そこには国連を中心に世界平和を目指し、仮想敵国を持たずアジア重視の全方位外交、防衛力は専守防衛（その後、防衛費は概ね GDP 1%以内、「非核 3 原則」も）などの原則が貫かれていました。

果たして、安全保障環境は「どのように」厳しいのか？中国は深刻な「懸念」事項なのか？台湾は「重要なパートナー」なのか？「敵基地攻撃」は、先制攻撃にならないのか？沖縄を再び戦場にするのか？

東・南シナ海問題や台湾統一での武力行使問題をあげ、国民の間にある戦争への不安感、「国を守る」危機感を巧みに利用し、一方的に中国脅威をあおることになります。

日中間の懸案は「尖閣」問題が挙げられますが、国交正常化時には「事実上の棚上げ」合意という知恵を出し、対立は避ける外交をしてきていました。また、台湾は中国の一部で一つの中国が確認され、台湾に関与することは避けられてきています。

「専守防衛」という国是にも近い原則を捻じ曲げ、国会の議論も経ず、閣議決定だけの「安保関連 3 文書」で、日米 2+2 の協議と日米首脳会談で、「日米同盟の深化」が確認されたといわれています。こんなことは民主主義の原則を逸脱していると思います。

よって

より市  
「安保関連 3 文書」の閣議決定を撤回する当議会において、政府および衆参両院議長あてに意見書を提出していただきたく、陳情します。

陳情番号	件名
第6号	都市計画（案）のうち大西大通り線新設について市に対し更に詳しい明確な説明を求めることについて
受理年月日	
5.2.9	

## 陳情の趣旨

私達は都市計画（案）について市から説明を受けてまいりましたが、その（案）のうち大西大通り線新設については、答弁に納得できない点が残り、疑問点について市庁舎で回答することと、出向くもその回答は「回答にならない内容のもの」でもありました。そして一部について書面をもってさらに質問するも下記のように、質問に対する回答書は満足できるものではありませんでした。大西大通り線は150筆におよぶ地権者の退去を求める行政行為であり、得心できなければ退去に同意することは出来ません。つきましては引き続き下記要領で市から詳細な説明を承りたく、市議会の皆様には市に対し、更に質問に相対し明確に答え、詳しく説明をすることを求めていただきますよう陳情いたします。

### 記

1. 説明場所 西橋本自治会館 対象者 大西大通り線上の地権者、沿線住民及び聴取希望市民  
説明項目 下記の説明希望項目及び当日出席の市民が説明を求める事項  
会の進行は質疑応答形式でお願いします
2. 説明希望項目
  - (1) 大西大通り線の造設に至る経緯について なぜ利害関係にある地権者が当初から除外されたのか  
＜国土交通省の「構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン」によれば（道路新設の）「計画をより良いものとするためには、地域の理解や協力が必要であり、住民をはじめとして多様に広がる関係者との密接なコミュニケーションが重要なプロセスとなる」とあります。  
それによれば道路計画の当初の段階から「住民・関係者等へ積極的な情報提供が行われて、透明性が確保されること。住民・関係者等との双方向で実質的な対話機会が十分に確保されること。住民・関係者等からの意見・質疑等に対し、真摯に対応すること」とあります  
これを受けて「道路行政の簡単解説」では配慮書の段階で、道路新設の当初の計画発議の段階から利害関係のある地権者に意見を聴くことになっています。  
しかしながら大西大通り線については上記のガイドラインが全く無視され、令和4年3月11日の説明会まで地域住民は内容を一切知ることなく、令和4年3月11日に唐突に大規模事業評価として示されました。さらに説明会当日会場に出席できた大西大通り線上の地権者は私と他一人のわずか2名でした。この説明会の設定の周知が不十分であったことを当日の席上市当局は認めましたが、大西大通り線上の地権者は全く無視された形となりました。  
(同説明会において配布された評価調書によれば)  
【地域、住民等の理解・協力状況】の項目において「整備計画における重点地区内で土地整理事業の対象外となった方、街路事業として整備することとなった方について個別説明を実施」とあります。  
この説明会当日、この文面に対して疑問を持ち、大西大通り線上の「いつ、何名の、何という地権者に説明したか」との質問をしたところ、(6年前の)「市道大西線の拡幅目的の測量の際話した」との課長の回答であったが、そのような話をされた事実はなく、遠い過去の、もはや不明の話の個別説明したかのごとき返答をされたことは質問者を愚弄するものでありました。

その後の再度の説明会において再質問したところ、担当課長からは「大西大通り線については計画線上の地権者に個別説明および意見聴取をしていない」と返答がありました。さらにその理由として「大西大通り線は重点地区ではないから」との返答でありました。

[上記文章に続き過日市長あて下記の質問をいたしました]

- ・なぜ唐突な発表になったのか、説明願いたい。
- ・なぜ計画当初から利害関係にある地権者を参加させなかったのか。その理由を説明願いたい。
- ・このような行政が市民にとって正しい道路行政の在り方か、上記国土交通省のガイドラインに沿って説明願いたい。
- ・大西大通り線新設による 150 筆の地権者の土地家屋の退去処分は当該地区の住民にとって大問題であります。にもかかわらず、単に重点地区ではないので説明しなかったと判断したことが正しい行政のやり方ですか、返答願いたい。

#### 【市長名の回答】

「構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン」は国土交通省のガイドラインであり、本市として意見を述べる立場にありません

<私達は考えます。これは回答にはなっていません。>

- (2) 大西大通り線新設に対する比較案としてなぜ市道大西線の整備活用が比較案に採用されないのか  
国土交通省の道路行政においては道路新設事業は

複数の案の比較評価を行う「比較路線の設定 ⇨ 路線の比較検討 ⇨ 概略計画の決定」とあります。

都市計画（案）に至る大規模事業評価自己評価調書によれば複数案は国道 16 号の立体化案・6 車線化案のみでありました。

西橋本地区の住民のほとんどの人が「大西大通り線新設ではなく現存の市道大西線の整備活用」を求めています。西橋本地区の住民にとって市道大西線が比較案にされることがごく自然の考えです。この考えが常識です。比較案に市道大西線が含まれるべきです。それがなぜ比較案にならないのか。相模原 IC からの速達性は大西大通り線に劣りません。地元住民との徹底した議論が必要です。ガイドラインにある密接なコミュニケーションが必要です。

市道大西線が採用されなかったことは、当初から西橋本 2・3 丁目の住民の意見を聴取しなかったという大規模事業評価段階から都市計画案に至る行政が、すでに民意と大きく乖離し大きな瑕疵を犯したことを示しています。

自己評価説明会で市道大西線と大西大通り線案の比較について質問したところ、担当課長が「比較案がある」とのことで市庁舎に出向きましたが、驚いたことにその課長から「比較案はない」と返答されました。説明によれば大西大通り線と市道大西線の混合案のような説明でした。

私たちは説明を聴くことを断りました。

このような市民を愚弄するような行政行為がなぜ当然のごとくおこなわれるのでしょうか。

[上記文章に続き過日市長あてに下記の質問をしました]

- ・国道 16 号のみを腹案とした理由を説明願いたい。
- ・市道大西線を腹案から除外した理由を説明願いたい。
- ・市道大西線の活用か、大西大通り線の新設かについては、地元住民が納得することが重要で

す。現場視察とともに西橋本自治会館において地元住民との徹底した議論が必要です。このことの実行を強く求めます。

・もしこのことが実行されないとすれば、この都市計画案は都市計画法において「基礎とされた内容に瑕疵があり、事実に対する評価がなされず、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないことにより、社会通念に照らして著しく妥当性を欠く」もので裁量権を逸脱・濫用したものと考えます。逸脱・濫用していないとの根拠を返答願いたい。

#### 【市長名の回答】

・大規模事業評価は本市独自の制度であり、橋本駅周辺整備推進事業に係る大規模事業評価につきましては、大規模事業実施要綱で定めた手続きに従って、適切に実施いたしました。

・近隣住民や地権者の方々に対しては、令和4年6月から実施しました近隣住民説明会等において事業の説明や質疑を行い、貴重なご意見もいただきました。その上で、現在、都市計画決定の手続きを進めているところです。

・道路計画に関して西橋本自治会館において説明会等の開催は考えておりません。

＜私たちは考えます。市道大西線を比較案にしなかったことへの回答にはなっておりません。大規模事業の実施要綱に比較案の記載はありません。市道大西線を比較案にしなかったことは、上記のように都市計画法の統制の判断過程を逸脱した社会通念に照らして著しく妥当性を欠く行為です。＞

#### (3) リニア第二首都圏トンネル計画線上に大西大通り線を造成する都市計画について

① 双方の線上に係る地権者に対してなぜこのような行政行為が許されるのか。

その根拠、双方に係る地権者をどのように考えているのか。

② 区分地上権設定に同意した地権者にどのような説明をされるのか、どのような補償をされるのか。

③ まだ区分地上権設定を同意されていない地権者にどのような説明と、これまでの交渉を無にする補償はどのようにされるのか。

④ この行政行為は関係地権者はもとより社会一般の人々が「相模原市は何ということをするのか」という不審の目で見えています。これは市の行政の不信に発展します。この行政行為を関係地権者はもとより社会に対して説明をして頂きたい。

⑤ なぜリニアトンネル上に大西大通り線を造設するのか、リニアトンネルとの関係これらの項目について納得のゆく説明をお願いしたい。

#### 【これまでの市の説明】

① リニアと大西大通り線双方に係る地権者には、令和4年5月11日の説明会において担当課長は（該当する地権者には）「ただただ申し訳ないと言うのみ」（と言っています。）

② 同説明会において、すでにJR東海から区分地上権設定の補償金を受領した地権者は、市の都市計画による補償金が支払われた場合相殺する。

③ 令和4年9月8日の相模原市議会建設委員会に置いて該 当課長は市議会議員の質問に「リニアはリニア、都市計画は都市計画である」（互いに無関係であり、双方ともに法に基づいた行政行為は適法であるという説明をしております）

<私たち地権者はこのように考えます、市は以下のことを不問にしようとしています>

1. ③の課長の回答は、今日まで市が実行してきた区分地上権設定を求める法律行為は、都市計画大西大通り線新設とは全く別の行為であり、都市計画においては何ら考慮する必要はないと判断していることを物語っています。しかしながらトンネルと大西大通り線双方に係る地権者にとっては双方ともに自分の土地と家に関するものであり、生活基盤を不明にする、重大問題であり、そのような説明は常識としてあり得ません。

2. 行政とトンネル計画線上の地権者との信頼関係を破壊する信義誠実の原則に反する行為です。トンネルと大西大通り線の双方の計画線上に係る地権者は70~80軒に及びます。相模原市はJR東海から委任を受けて、トンネル上の地権者に対し、権限を自己の権限として、自治体として自己の名と責任において、影響の大きい公的な権力と社会性を顕示する行政行為により区分地上権を設定させ、市民の生活基盤である土地家屋を責任をもって保障させました。

にもかかわらず、間髪入れず自治体自らこれを壊し、都市計画により退去せよという法律行為を同じ地権者、同じ物件に行うという非常識な行為をなさんとしています。まさに市民と行政のお互いの信頼関係を壊す、信義誠実の原則に反する行為です。これは裁量権を統制する信頼保護原則に反する行為と考えます。

現在、区分地上権設定契約に至らずトンネル掘削に対する補償交渉を継続している他の地権者に対しても同様の説明ができます。

3. 不純な目的と動機による行政行為です。

この都市計画という行政行為には、大西大通り線新設によりリニア第二首都圏トンネル上の地権者を一掃し、トンネル掘削を容易にしようとする思惑が透けて見えます。

JR東海にとっても相模原市にとっても都合の良い法律行為であり、市民である地権者をトンネル掘削の障害物とみなし、排除しようとする行為であります。これが市のあるべき行政の姿でしょうか。

4. 損害賠償に値する行政行為です、当該地権者にとっては不法行為と考えます。

区分地上権設定を受け入れても生活基盤である土地・家屋は残される、現在の生活環境を維持できる。としたにもかかわらず大西大通り線新設により退去を求められ、これらを失ってしまう事態になります。

たとえ補償金等で補償されたとしても、移転による現在の生活環境を再現することは不可能です。リニア同様の時価を下回る土地の補償金では現在地と同様の利便性を確保できる土地は求めることができず、家族を含めたライフサイクルに大きな狂いが生じます。このように生活基盤が破壊され、生活環境を元に戻せない、復旧できないという損害が生ずることは明らかです。(区分地上権設定に同意していない地権者も同様です)

従ってこの損害を賠償してもらおう問題が発生します。

トンネル上の70~80軒の地権者に損害を及ぼす、一種の公害のような形態の不法行為です。

以上 市議会の皆様には私達の立場をご配慮いただき、市当局にさらなる説明を大西大通り線の地元西橋本自治会館で行うよう、求めていただきたくお願い申し上げます。